

伊方原発の現状と「原発ゼロへ」の取り組みについて

伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議
事務局長 中尾 寛

一. 原発をめぐる情勢

1. 安倍政権の原発政策・原発利益共同体に応えた原発再稼働と原発輸出

安倍内閣は、成長戦略の一つとして原発の「活用」を明記し、再稼働や原子炉メーカーの要求にこたえた原発輸出を推進するとしています。

安倍内閣の原子力関係閣僚会議は2月25日、中長期的なエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」の政府案を決定しました。原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原子力規制委員会の基準に適合した場合は「再稼働を進める」と明記し、「原発ゼロの日本」を求める国民世論に背を向けて原発を推進する姿勢を示しました。また、「安全性が確認された」原発の再稼働を進めるだけでなく、原発稼働によって増え続ける使用済み核燃料を保管するための中間貯蔵施設の建設や核燃料サイクルの推進を「基本の方針」としています。

福島原発事故からまもなく3年になりますが、原発事故は「収束」するどころか汚染水が海に流出し被害は拡大しています。福島原発事故の原因究明も、使用済み核燃料の処分方法も確立していません。また、防災避難計画も確立していません

2. 本来転倒の原子力規制委員会の発足と「新規制基準」

(1) 原子力規制委員会

新たに設置が決まった原子力規制委員会設置法は、原子力規制委員会を地球温暖化対策として原発推進を掲げてきた環境省のもとに設置。規制機関の国際基準からは大きく逸脱しています。推進機関からの分離・独立の担保は全くありません。さらに、民自公3党は、原子炉は原則40年との運転規制をしていた政府案を改悪し、例外的に「最長60年運転」を認め老朽化原発の半永久的な運転を事実上容認。原子力利用の目的に「我が国の安全保障に資する」との一文を盛り込むなどしています。

- ・ 合わせて原子力基本法の基本方針（第2条）にも同じ文言が

- ・ 規制委員会を支える原子力規制庁は前原子力安全・保安院などからの移籍

こんな規制機関をそのままにすることはできません。「原発ゼロ」を政治決断し、廃炉から安全対策、核燃料処理、などのすべてを一体的かつ強力に規制する真の独立した規制機関へと改める必要があります。

(2) 新規制基準

原子力規制委員会は昨年6月19日、原子炉等規制法の改正に伴う、地震・津波対策、重大事故への対策などを求めた新規制基準を決定しました。新基準は、田中俊一委員長は「世界でも一番厳しい規制基準」をめざしたとしていますが、福島原発事故の収束も原因究明も終わらない中で、福島原発の教訓を踏まえた対策とはなりえず、原発の危険から国民の安全を保障するものとはほど遠い内容となっています。

福島原発事故は地震と津波で電源が喪失し、原子炉が冷却できなくなり、炉心が溶融して、格納容器の破損や建屋の爆発などで放射能漏れを起こしました。「軽水炉型」と

言われる現在の原発の致命的欠陥ですが、新設計基準でもその基本は変えていません。消防車や電源車など代替的な設備を強化するだけで苛酷事故は防げません。電力業界は常設の代替設備がすべて整わなくても運転を認めるべきだとの立場を表明してきています。新基準はそれに沿った内容です（「第2制御室」の設置、「フィルター付きベント」（加圧水型）などは5年の猶予）。こんな「安全基準」では安全を保証しません。

二. 伊方原発と再稼働をめぐる動き

(1) 昨年9月15日、関電大飯原発4号機が定期点検に入り、原発50基がすべて停止しました。伊方原発の全3基が停止してから1月13日で丸2年が経過しました。

原発の新規制基準が施行された昨年7月8日、四国電力は伊方原発3号機の再稼働の前提となる新基準の適合審査を原子力規制委員会に申請しました。その中で伊方原発3号機が先行して審査が進められ、「伊方原発3号機が一番」が言われています。

(2) 四国電力は規制委員会からの指摘で再評価している「基準地震動」に関し、四電は、敷地前面の中央構造線断層帯を震源とする最大の揺れを従来の570ガルを見直す必要はないと報告。

(3) 原子力規制委員会の更田委員が、1月8～9日の関西電力高浜、大飯原発現地調査後の会見で「夏にまだ（両原発の）審査をやっていることにはならない」などと発言。規制委員会は2月19日、新規制基準の適合審査において、審査結果をとりまとめる「審査書案」の作成を優先的に進める原発を2、3週間後にも絞り込む方針を決定。

(4) 中村知事は、伊方原発の再稼働について「国の安全性に対する考え方、四国電力の姿勢、地元の理解の3つの条件で起動の判断」「安全対策などの条件が整えば再稼働は必要」とのべています。中村県政に対して「再稼働を認めるな」を求める運動の強化が重要です。私たちの運動が試されてきています。

* 原発再稼働の流れ＝電力会社が審査を申請→審査をクリア→地元自治体が再稼働を同意→政府が最終判断→再稼働

三. 伊方原発の現状と危険性

1. 伊方原発の現状

1号機	1977.9	運転開始	56.6万kw/h	36年経過
2号機	1982.3	運転開始	56.6万kw/h	31年目
3号機	1994.12	運転開始	89.0万kw/h	2010年3月プルサーマル実施

伊方原発3号機は2011年4月から、1号機は2011年9月に、2号機は2012年1月13日に定期点検にはいり、全基停止しました。

2. 伊方原発の何重もの危険

- ① 軽水炉特有の技術上の危険—冷却水がなくなれば炉心溶融、高圧（150—160気圧）で高温（300度）、加圧水型は蒸気発生器など配管が多数あり地震に弱い・・・
- ② 耐震安全性の危険
 - 今後30年以内に70%程度の確立で南海地震が起きるとされ、東海・東南海・南海の「同時発生」も言われています。

○高知大の岡村眞教授は「南海、東南海、東海の3連動地震は、2025年頃までには確実にくる。規模はマグニチュード8.6～8.8程度が予想される」「伊方の沖合6～8キロには国内最大級の活断層、中央構造線がある」とし「四電の耐震性計算は、断層の長さや地盤の性質を恣意的に過小評価している」と指摘しています。

また、岡村特任教授は「伊方原子力発電所を襲う強振動は加速度において少なくとも1000ガル、2000ガル以上も当然あり得るものとして想定しなければなりません」「最も危惧される事態は、地震波の主要動であるS波の到達が、震源からきわめて近い場合原子炉を緊急停止するための制御棒操作に時間的余裕が少ないことです。・・・原子炉を止める基本的機能である制御棒操作はきわめて困難が伴うことが想像されます」（13/10/29・伊方原発運転際止め訴訟第6回裁判に提出された意見書）と述べています。

③地理上の危険

ー伊方原発は、閉鎖性海域である瀬戸内海に面しており、ひとたび伊方原発で過酷事故が起これば、四国、中国、九州全域に大規模な放射能汚染が広がり、瀬戸内海が汚染されます。

ー佐田岬半島西側の避難の困難（約5千人）

ー人口密集地域への接近 30キロ圏内に13万人、避難困難者・要援護者約1万2千人

ー米軍岩国基地と沖縄普天間基地とのルートに位置している

「1988年6月25日、伊方原発のある佐田岬山頂に岩国から沖縄・普天間に向かう米軍大型ヘリが墜落炎上し、乗組員7人が死亡。県民は原発が米軍基地の脅威にさらされていることを痛感。

④老朽原発の危険

伊方原発の脆性遷移温度

【1号機】マイナス25度→30度（1995年5月）→45度（2013年7月）

【2号機】マイナス30度→マイナス16度（1999年1月）

【3号機】マイナス25度→7度（2008年9月）

⑤プルサーマル危険

ープルサーマルは、原子炉のコントロールが難しく、ブレーキ役である制御棒とホウ酸の降下が低下する、燃料の破損が起きやすくなる、事故の場合の被害がウラン燃料大きくなる、資源の有効活用の点からもメリットは小さく、経済的にも高くつくもの

3. 伊方原発反対運動の到達点

(1) 伊方原発をとめる会のとりのくみ

愛媛では、「伊方原発を止めること、自然エネルギーの転換をはかること」を目的に「伊方原発をとめる会」が、共産党、社民、新社会、愛媛労連、愛媛平和運動センター、宗教者や市民運動家などで2011年11月3日、今までにない広さで結成されました。

「伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議」は、この会に参加し、代表幹事である和田幸さんが事務局次長としてこの会の中心として奮闘するとともに、伊方原発をとめる会の活動を支えてきています。

伊方原発をとめる会はこの間、学習講演会や集会、伊方原発がある伊方町への宣伝、自治体要請などを行っています。また、愛媛県知事宛「伊方原発を稼働させないでくださいーフクシマを繰り返さないためにー」の40万署名を呼びかけ、3月11日までに21万7088筆を愛媛県に提出し、引き続き取り組んでいます。(次回の集約日、3月末、4月15日提出予定)

(2) 自治体の再稼働反対決議の到達状況

愛南町が「原子力発電から脱却を求める意見書」(2012年3月)、鬼北町で「原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める意見書」(2012年3月)鬼北町で「伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書」が、さらには東温市で『脱原発』政策の実行を求める意見書」が採択されています。(伊予市議会で趣旨採択)

高知県では「伊方原発の再稼働に反対する意見書」が25市町村になり、県内34市町村の7割を超えています。

徳島では鳴門市が伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書が採択されています。

(3) 伊方原発運転差し止め訴訟について

伊方原発の運転停止を求めて2011年12月8日に愛媛県はじめ高知、徳島、香川、大分、広島、山口など1都15県の原告300人が「伊方原発運転差し止め訴訟」を松山地裁に提訴。さらに2012年3月28日には322名が第2次提訴。2013年8月20日に380名が第3次提訴が行われ、原告団は1002名で裁判闘争が行われています。第3次の原告には愛媛県出身の早坂暁さん、片山恭一さん、宇都宮健児さん、二宮厚美さんが参加しています。(現在第4次原告を募集中)

4. 当面の要求

- (1) 福島第1原発事故は、事故原因も明らかにならず、「収束」するどころか大量の放射性汚染水が海に流出し、深刻化しています。新規制基準は、福島原発事故の教訓を踏まえたものとはいえず、安全を確保できる保障はありません。また、重大事故が起こった際の避難・防災計画も確立していません。伊方原発の再稼働は行わないこと。
- (2) 東北地方太平洋沖地震の実態を教訓にして、東海・東南海・南海地震の同時発生も想定するとともに、日本最大の活断層・中央構造線を再検証し伊方原発の耐震・津波対策の抜本的見直しをはかること。
- (3) 伊方原発の再稼働のための設備投資は直ちに中止し、核燃料等の厳重管理を含めた廃炉計画を立て、着手するよう求めること。
- (4) 原発の運転停止に伴い、周辺地域では経済の損失が著しくなっています。原発に依存しなくてもすむ地域経済への支援策を講じること。
- (5) 航空機等の伊方原発周辺上空の飛行禁止を求めること。
- (6) 県伊方原発環境安全管理委員会委員について、原子力関連団体からの助成や報酬を得た者は除外するとともに、原発に批判的な人を含めた構成にすること。
- (7) 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーを汲み尽くすとりにくみを進めること。